

産業立地ゾーン基本方針の一部改定（案）

第４次三郷市総合計画に位置づけをしました産業立地ゾーンにおいて、計画的な土地利用の誘導に際し、市の基本的な考え方を周知するため、平成２７年６月に産業立地ゾーン基本方針を策定しました。その後、本市をとりまく社会情勢の変化に対応すべく、平成２９年３月に本方針を改定しました。しかし、本方針を運用し、事業化に向けた関係機関協議を実施する上で、まちづくりの課題を改めて認識したため改定を行いますので、市民のみなさまのご意見を募集します。

変更点の詳細については、別紙資料をご確認ください。

１．基本方針改定案の概要

基本方針には、次の項目を定めます。

- （１） 中期的な計画目標年次、施策目標、及び施策効果を定めます。
- （２） ゾーン別の基本的な土地利用誘導方針とその方策を定めます。

（１）計画目標年次と施策目標

ア 背景

第４次三郷市総合計画において、市街化調整区域の一部では、幹線道路に面するなど非常に利便性の高い一部の地区について産業立地ゾーンに位置付け、周辺農地との調和、拠点の整備状況や周辺住民の調整状況を勘案して、産業の活性化に資する土地利用を誘導することとしています。

産業立地ゾーンに関し、これまでは総合計画及び三郷市都市計画マスタープランの中でその理念をお示ししてまいりましたが、今後の施策展開にあたり、中期的な市の考え方を基本方針として明示することで、より計画的な土地利用誘導の具現化が図られるとの観点により、計画目標年次と施策目標と施策効果を示すものです。

イ 計画目標年次

第４次三郷市総合計画の基本構想の期間との整合を図り、平成３２年度とします。

ウ 施策目標

企業立地を前提とした土地利用誘導目標面積を約３８ｈａとします。

エ 施策効果

産業用地の供給により固定資産税として約３億円の増収が見込まれると共に、約１，９００人の雇用が創出されることが見込まれます。

(2)ゾーン別の土地利用誘導方針とその方策

ア 背景

第4次三郷市総合計画では、産業立地ゾーンの大まかな位置を表示いたしましたが、そのゾーン別の具体的な誘導方針は計画策定時点において未定となっておりました。施策の具現化に伴い、周辺にお住まいの方や、土地所有者をはじめとする地権者の方及び、企業立地をご検討の事業者の皆様より、施策展開の方向性についてお問い合わせをいただく機会が増加してまいりましたので、市の中期的な考え方を基本方針としてお示しするものです。

イ 内容

ゾーン別の土地利用誘導方針とその方策は下表のとおりとなります。

ゾーン	土地利用誘導方針	誘導方策
三郷吉川線沿道ゾーン	企業立地を前提とし、土地利用誘導を検討します	土地区画整理事業
三郷インター南部第2ゾーン		土地区画整理事業
外環沿道ゾーン	土地利用誘導の検討はいたしません。	—
草加流山線以北ゾーン		
新和高須線沿道ゾーン		
三郷料金所スマートインターチェンジ周辺ゾーン		

2. 今後の予定

平成30年8月に基本方針の公表を予定しています。

3. 意見募集期間

平成30年6月26日（火）から平成30年7月25日（水）まで

4. 意見提出方法

- (1) 三郷市ホームページ から
- (2) F A X 048-953-8981 へ
- (3) 郵送 〒341-8501 三郷市花和田648番地1
三郷市役所 まちづくり事業課 宛
- (4) 持参 三郷市まちづくり推進部まちづくり事業課企業立地推進室 まで

5. 問い合わせ先

三郷市まちづくり推進部まちづくり事業課企業立地推進室
電話 048-930-7747 (ダイヤルイン)
F A X 048-953-8981